

○甲南大学先端生命工学研究所特任教員に関する規程

平成25年9月27日  
理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、甲南大学先端生命工学研究所特任教員（以下「FIBER特任教員」という。）に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 FIBER特任教員とは、甲南大学先端生命工学研究所規程に定める目的を達成するのに必要な業務を遂行するため、任期を定めて任用する講師又は助教をいう。

(任期)

第3条 FIBER特任教員の任期は、5年とする。ただし、FIBER特任教員として再任用することはできない。

2 平成31年4月1日以降に任用された者の任期は、平成36年3月31日までとする。

(任用基準)

第4条 FIBER特任教員の任用基準は、甲南大学先端生命工学研究所教員資格審査基準を適用する。

(任用手続)

第5条 FIBER特任教員の任用手続は、甲南大学先端生命工学研究所教員人事手続規程を準用し、先端生命工学研究所協議会の議を経て、学長の推薦に基づき、理事長が決定する。ただし、先端生命工学研究所長（以下「FIBER所長」という。）は、事前に学長と協議し、学長の承認を得てこれを行うものとする。

(雇用契約)

第6条 FIBER特任教員の任用は、当該者と学校法人甲南学園との間で、雇用契約を締結することにより行う。

(任期中の退職)

第7条 FIBER特任教員は、当該任期中（当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。）であつても、その意思により退職することができる。

(給与等)

第8条 FIBER特任教員の給与については、原則として甲南学園給与規程を適用し、雇用契約により定める。

(教育研究条件)

第9条 FIBER特任教員の教育研究条件については、関連する規程を適用する。ただし、以下のものは適用しない。

(1) 甲南大学在外研究員規程（同規程第14条を除く。）及びその関連規程

(2) 甲南大学国内研究員規程及びその関連規程

(退職給与金)

第10条 FIBER特任教員の退職給与金については、甲南大学退職給与金支給規程を適用する。

(規程の適用)

第11条 就業に関する事項等については、この規程に定めるもののほか甲南学園就業規則、その他関連規程を適用する。

(甲南大学先端生命工学研究所専任教員としての任用)

第12条 FIBER特任教員は、任期満了時又は任期満了までの間に甲南大学先端生命工学研究所専任教員（以下「FIBER専任教員」という。）として任用することができる。

2 FIBER特任教員をFIBER専任教員として任用しようとするときは、FIBER所長は、事前に学長と協議し、学長の承認を得てFIBER専任教員任用資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

3 審査委員会の構成及び手続は、甲南大学先端生命工学研究所人事手続規程の定めを準用する。

4 審査委員会は、FIBER特任教員の研究活動及び教育活動の実績及び教育研究能力等を厳密に評価し、FIBER特任教員のFIBER専任教員としての任用の可否及び任用時の資格を審査する。

5 FIBER特任教員をFIBER専任教員として任用する場合の任用資格は、講師又は准教授とする。

(公表)

第13条 この規程及びその改廃は、公表する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長の発議により、大学会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。